

◎ 東京都公安委員会告示第 93 号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成 18 年 4 月 19 日東京都公安委員会規則第 7 号。以下「規則」という。）第 4 条第 4 項ただし書の規定により東京都公安委員会が別に定める方法は、次のとおりとする。

令和 4 年 3 月 14 日

東京都公安委員会

委員長 山 口 徹

- 1 別表第 1 左欄に掲げる法令の同表右欄に掲げる条項に基づく申請等を行う場合における方法は、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号）第 2 条第 3 号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下「ワンタイム URL」という。）を申請者等が受信し、当該ワンタイム URL を用いて申請部分に接続する方法とする。
- 2 別表第 2 左欄に掲げる法令の同表右欄に掲げる条項に基づく申請等を行う場合における方法は、ワンタイム URL を申請者等が受信し、当該ワンタイム URL を用いて申請部分に接続する方法又は申請等を行う者の携帯電

話番号（電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）に規定する音声伝送携帯電話番号をいう。）により送受信するショートメッセージサービス（SMS）を用いて当該携帯電話番号ごとに異なるものとなるように有効期限を定めて割り当てられるもの（以下「確認コード」という。）を申請者等が受信し、当該確認コードを用いて申請部分に入力して接続する方法とする。

- 3 別表第3左欄に掲げる法令の同表右欄に掲げる条項に基づく申請等を行う場合における方法は、あらかじめ付与された識別符号（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第2項に規定する識別符号をいう。）を用いて申請部分に接続する方法とする。

別表第1

| 法令                                 | 条項                                           |
|------------------------------------|----------------------------------------------|
| 道路交通法(昭和35年法律第105号)                | 第45条第1項                                      |
| 道路交通法(昭和35年法律第105号)                | 第49条の5                                       |
|                                    | 第74条の3第5項                                    |
|                                    | 第78条第1項、第4項及び第5項                             |
| 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)           | 第5条第1項                                       |
|                                    | 第8条第1項                                       |
|                                    | 第8条の5第1項                                     |
| 自動車運転代行業の業務の適性化に関する法律(平成13年法律第57号) | 第8条第1項                                       |
| 警備業法(昭和47年法律第117号)                 | 第9条(その主たる営業所が道府県に所在する警備業者が、東京都の区域内で警備業務(警備業法 |

|                                  |                                                                     |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
|                                  | 施行規則（昭和 58 年総理府令第 1 号）第 14 条に規定する警備業務を除く。）<br>を行おうとするときの届出書の提出に限る。） |
|                                  | 第 10 条第 1 項                                                         |
|                                  | 第 16 条第 2 項及び第 3 項                                                  |
|                                  | 第 17 条第 2 項                                                         |
| 古物営業法施行規則（平成 7 年国家公安委員会規則第 10 号） | 第 14 条の 2（古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、その場所の管轄警察署長を経由して届出書を提出するものに限る。） |

別表第 2

| 法令                                                 | 条項                                                                     |
|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）                              | 第 20 条第 2 項（道路交通法第 104 条の 2 に規定する聴聞における当事者又は参加人による証拠書類等の提出に限る。）        |
| 道路交通法                                              | 第 104 条第 2 項（運転免許の取消し処分又は運転免許の効力を 90 日以上停止する処分に係る者又はその代理人による証拠の提出に限る。） |
| 遺失物法施行規則（平成 19 年国家公安委員会規則第 6 号）                    | 第 5 条第 1 項                                                             |
| 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成 28 年法律第 9 号） | 第 10 条第 3 項                                                            |
| 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 4 号）   | 第 17 条第 1 項                                                            |

別表第 3

| 法令                                           | 条項          |
|----------------------------------------------|-------------|
| 遺失物法 (平成 18 年法律第 73 号)                       | 第 17 条      |
|                                              | 第 20 条第 3 項 |
|                                              | 第 21 条第 2 項 |
| 遺失物法施行規則                                     | 第 26 条      |
| 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 (昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号) | 第 7 条第 1 項  |